

市第 153 号議案

横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例

等の一部を改正する条例の一部改正

横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 4 年 3 月 23 日提出

横浜市長 山 中 竹 春

横浜市条例（番号）

横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例

等の一部を改正する条例の一部を改正する条例

横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例（平成30年 3 月横浜市条例第35号）の一部を次のように改正する。

附則第 4 項中「令和 4 年 3 月 31 日」を「令和 6 年 3 月 31 日」に改める。

附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

提 案 理 由

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の一部改正に伴い、指定福祉型障害児入所施設の従業者の員数及び設備に関する特例を適用する期間を延長するため、横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例の一部を改正したいので提案する。

**参 考**

横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例  
等の一部を改正する条例（抜粋）

（ $\frac{\text{上段}}{\text{下段}}$   $\frac{\text{改正案}}{\text{現行}}$ ）

附 則

（第 1 項から第 3 項まで省略）

- 4 この条例の施行の際現に第 3 条の規定による改正前の横浜市指定障害児入所施設等の人員、設備、運営等の基準に関する条例第 5 条第 4 項及び第 6 条第 6 項の規定の適用を受けている指定福祉型障害児入所施設（横浜市指定障害児入所施設等の人員、設備、運営等の基準に関する条例第 2 条第 1 号の指定福祉型障害児入所施設をいう。）については、第 3 条の規定による改正後の横浜市指定障害児入所施設等の人員、設備、運営等の基準に関する条例第 5 条及び第 6 条の規定にかかわらず、令和 6 年 3 月 31 日までの 令和 4 年 3 月 31 日までは、なお従前の例による。